

令和7年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和8年3月23日（月） 午前8時57分から午前10時18分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	欠	中塩屋 均	欠	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	小原 修一	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	欠	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 査 末次 孝

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	尾崎 直人
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	中井 龍一
	主 査	角野 勝行
	主 事	清水 雄世
	主 幹	久保園 勲 (輝北総合支所産業建設課)
	主 査	田中 祥平 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・利用状況調査の結果に伴う非農地判断の決定について
- ・農業委員の辞任について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田中 次男 委員 ・ 徳田 潤一 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和8年3月23日(月) 開会 午前8時57分 閉会 午前10時18分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和7年度第12回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、中塩屋委員、本田委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、鶴田委員、高田委員、永山委員です。なお、本日の総会資料において、一部訂正がありますのでご報告させていただきます。

資料78頁ですが、議案第87号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」のうち、10番ですが、この件につきましては、農業委員、推進委員による現地調査も行っていたところですが、その後、申請者に内容を確認しましたところ、事業計画を定めきれていない状況が発覚しましたことから、今回の総会には諮らず、来月以降の総会で審議いただくこととなりました。よって、78頁の10番は削除をお願いいたします。

なお、10番につきましては、欠番とさせていただきます、次の11番につきましては、そのままの番号で審議いただくことといたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号5番の田中委員と6番の徳田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第84号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第84号につきましては、1頁から67頁です。

今回の促進計画(案)は、始期が令和8年6月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が7万166.74㎡で、畑が35万201㎡で、計42万367.74㎡となっています。農地の貸出し者は121人、農地の耕作者となる配分予定者は72人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農

地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から7頁の11番は、設定期間が3年です。1番は、賃借権で新規設定。

次に3頁、2番は、賃借権で新規設定。3番は、使用賃借権で再設定。

次に4頁、4番、5番は、賃借権で新規設定。

次に5頁、6番、7番は、賃借権で新規設定。

次に6頁、8番、9番は、賃借権で新規設定。

次に7頁、10番は、賃借権で再設定。11番は、賃借権で新規設定。

次に8頁、12番から29頁の52番は、設定期間が5年です。12番、13番は、賃借権で再設定。

次に9頁、14番は、賃借権で再設定。15番は、使用賃借権で再設定

次に10頁、16番、17番は、賃借権で再設定。

次に11頁、18番、19番は、賃借権で再設定。

次に12頁、20番、21番は、賃借権で再設定。

次に13頁、22番、23番は、賃借権で再設定。

次に14頁、24番は、賃借権で再設定。25番は、賃借権で新規設定。

次に15頁、26番、27番は、賃借権で再設定。

次に16頁、28番は、使用賃借権で再設定。

次に17頁、29番は、使用賃借権で再設定。30番は、賃借権で再設定。

次に18頁、31番は、使用賃借権で再設定。32番は、賃借権で再設定。

次に19頁、33番は、賃借権で再設定。34番は、賃借権で新規設定。

次に20頁、35番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に21頁、36番、37番は、賃借権で再設定。

次に22頁、38番は、使用賃借権で新規設定。39番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に23頁、40番、41番は、賃借権で新規設定。

次に24頁、42番は、使用賃借権で新規設定。43番は、使用賃借権で再設定。

次に25頁、44番、45番は、賃借権で新規設定。

次に26頁、46番、47番は、使用賃借権で再設定。

次に27頁、48番は、賃借権で再設定。49番は、賃借権で新規設定。

次に28頁、50番は、賃借権で再設定。51番は、賃借権で新規設定。

次に 29 頁、52 番は、賃借権で再設定。53 番から 30 頁の 55 番は、設定期間が 6 年です。
53 番は、賃借権で再設定。

次に 30 頁、54 番は、賃借権で再設定。55 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 31 頁、56 番から 67 頁の 123 番は、設定期間が 10 年です。56 番は、賃借権で再設定。

次に 32 頁、57 番は、使用貸借権で再設定。58 番は、賃借権で再設定。

次に 33 頁、59 番、60 番は、賃借権で再設定。

次に 34 頁、61 番、62 番は、賃借権で再設定。

次に 35 頁、63 番は、賃借権で再設定。

次に 36 頁、64 番、65 番は、賃借権で新規設定。

次に 37 頁、66 番、67 番は、賃借権で新規設定。

次に 38 頁、68 番は、使用貸借権で再設定。69 番は、賃借権で再設定

次に 39 頁、70 番は、賃借権で新規設定。71 番は、賃借権で再設定。

次に 40 頁、72 番、73 番は、賃借権で再設定。

次に 41 頁、74 番は、賃借権で新規設定。75 番は、賃借権で再設定。

次に 42 頁、76 番、77 番は、賃借権で新規設定。

次に 43 頁、78 番、79 番は、賃借権で新規設定。

次に 44 頁、80 番、81 番は、賃借権で再設定。

次に 45 頁、82 番は、賃借権で新規設定。83 番は、賃借権で再設定。

次に 46 頁、84 番は、賃借権で再設定。85 番は、賃借権で新規設定。

次に 47 頁、86 番は、賃借権で新規設定。87 番は、賃借権で再設定。

次に 48 頁、88 番、89 番は、賃借権で新規設定。

次に 49 頁、90 番、91 番は、賃借権で再設定。

次に 50 頁、92 番は、賃借権で再設定。93 番は、賃借権で新規設定。

次に 51 頁、94 番は、賃借権で新規設定。

次に 52 頁、95 番、96 番は、使用貸借権で再設定。

次に 53 頁、97 番、98 番は、使用貸借権で再設定。

次に 54 頁、99 番は、賃借権で再設定。100 番は、賃借権で新規設定。

次に 55 頁、101 番、102 番は、賃借権で新規設定。

次に 56 頁、103 番は、賃借権で再設定。104 番は、賃借権で新規設定。

次に 57 頁、105 番は、賃借権で新規設定。106 番は、賃借権で再設定。

次に 58 頁、107 番、108 番は、賃借権で再設定。

次に 59 頁、109 番は、賃借権で再設定。110 番は、賃借権で新規設定。

次に 60 頁、111 番、112 番は、賃借権で再設定。

次に 61 頁、113 番、114 番は、賃借権で新規設定。

次に 62 頁、115 番は、使用貸借権で再設定。116 番は、賃借権で再設定。

次に 63 頁、117 番は、賃借権で再設定。118 番は、賃借権で新規設定。

次に 64 頁、119 番は、賃借権で新規設定。

次に 65 頁、120 番、121 番は、賃借権で再設定。

次に 66 頁、122 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 67 頁、123 番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 67 頁までの 123 件の中間管理権設定ですが、20 頁の 5 年もの 35 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、田村委員に退席をいただき審議します。

(田村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾崎 20 頁の 35 番は、借人の田村委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 田村委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(田村委員：着席)

田村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、22 頁の 5 年もの 39 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、村山委員に退席をいただき審議します。

(村山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾崎 22 頁の 39 番は、借人の村山委員のご子息が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 村山委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(村山委員：着席)

村山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、30頁の6年もの55番、66頁の10年もの122番が、鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上野 それでは、事務局の説明をお願いします。

尾崎 30頁の55番、66頁の122番は、借人の福元会長が関連する法人が賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上野 福元会長に係る6年もの1件と10年もの1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務を終了し会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席に着席)

議長 次に、68頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 68頁から70頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

68頁の1番から69頁の4番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、1番は、串良町上小原の畑が3筆で6千906㎡です。2番は、川東町の畑が1筆で1千434㎡です。3番は、川東町の畑が3筆で2千848㎡です。4番は、川東町の畑が4筆で9千148㎡です。つづきまして、70頁の1番は、鹿児島県地域振興公社から受け手に売り渡すもので、1番は、串良町有里の田が1筆で1千595㎡です。記載の5件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議長 ただいまの事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、71頁、議案第85号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第85号につきましては、71頁から74頁です。

今回は、所有権移転が 19 件です。

初めに、71 頁です。

1 番は、田が 2 筆で 1 千 602 m²の売買です。

2 番は、田が 1 筆で 1 千 616 m²の売買です。

3 番は、畑が 1 筆で 240 m²の売買です。

4 番は、畑が 1 筆で 333 m²の売買です。

5 番は、畑が 1 筆で 1 千 740 m²の売買です。

次に、72 頁です。

6 番は、田が 2 筆で 2 千 299 m²の売買です。

7 番は、畑が 2 筆で 5 千 301 m²の売買です。

8 番は、畑が 2 筆で 4 千 546 m²の売買です。

9 番は、畑が 1 筆で 2 千 098 m²の売買です。

10 番は、畑が 1 筆で 1 千 995 m²の売買です。

次に、73 頁です。

11 番は、畑が 1 筆で 1 千 050 m²の売買です。

12 番は、田が 2 筆で 2 千 043 m²の売買です。

13 番は、田が 1 筆で 797 m²の売買です。

14 番は、畑が 2 筆で 1 千 795 m²の売買です。

次に、74 頁です。

15 番は、畑が 3 筆で 5 千 457 m²の売買です。

次の 16 番から 19 番はすべて記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、71 頁から 74 頁までの 19 件の許可申請ですが、調査がなされていますので、74 頁の 16 番と 17 番を小原委員に、18 番を川崎委員に、19 番を入佐委員に、報告をお願いします。

小 原 　　推進委員の小原です。

去る 3 月 11 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

16 番です。非農地証明 1 番と関連があります。申請者は市内の居住者で、畑 1 筆の一部を購入するもので、農作業に必要な農機具等については今後購入することを確認できました。取得する農地では、ネギやキャベツ等を作付けするとのことでした。

17 番です。5 条申請の 5 番と関連があります。申請者は市外の居住者で、畑 1 筆の一部を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地で

は、キャベツやネギを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

川 崎 議席番号4番の川崎です。

去る3月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

18番です。申請者は市内の居住者で、畑2筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

入 佐 推進委員の入佐です。

去る3月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

19番です。申請者は市外の居住者で、畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については、確認できました。取得する農地では、サトイモやジャガイモ等を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました19件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、75頁、議案第86号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第86号につきましては、75頁です。

今回は、2件です。1番、2番は、すべて記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、75頁の1番を上別府委員に、2番を大重委員に、報告をお願いします。

上別府 推進委員の上別府です。

去る3月11日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請にかかる現地調査を実施しま

したので報告をいたします。

75 頁の 1 番ですが、申請地は「吾平小学校」の西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は、市外の居住者で、申請地に「車庫及びカーポート」を建設する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。但し、平成 23 年頃に建築し、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

以上、1 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

大 重 議席番号 3 番の大重です。

去る 3 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

75 頁の 2 番ですが、申請地は「上之馬場公民館」の西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は、市内の居住者で、申請地に「牛の運動場、農業用機械洗車場、農業用機械倉庫及び牛舎」を建設する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。但し、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

以上、2 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、76 頁、議案第 87 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 87 号につきましては、76 頁から 78 頁です。

今回は、10 件です。

初めに、76 頁です。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、駐車場及び通路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 12 回総会で審議済です。

4番は、賃貸アパートを整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和6年度第12回総会で審議済です。

次に、77頁です。5番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和7年度第7回総会で審議済で、3条申請17番の関連です。

次の6番から、78頁の11番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、77頁の6番、7番を新原委員に、8番と78頁の9番を大重委員に、11番を細川委員に報告をお願いします。

新原 議席番号1番の新原です。去る3月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。77頁の6番ですが、申請地は「野里運動公園」の西南西に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の宅建業者で、申請地に「建築条件付売買予定地2区画」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、7番ですが、申請地は「鹿屋旭原郵便局」の西北西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は、市内の居住者で、申請地に「簡易物置及び駐車場」を建設・整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、6番、7番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

大重 議席番号3番の大重です。去る3月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。77頁の8番ですが、申請地は「笠之原小学校」の南に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は、市外の宅建業者で、申請地に「建築条件付売買予定地6区画」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、78頁の9番ですが、申請地は「鹿屋笠之原郵便局」の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施工されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市外の宅建業者で、申請地に「建築条件付売買予定地5区画」を整備する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例

外である「集落 接続 施設」に該当すると判断しました。

以上、8番、9番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

細川 推進委員の細川です。去る3月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。78頁の11番ですが、申請地は「鹿屋旭原郵便局」の北東に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は、市内の宅建業者で、申請地に「建築条件付売買予定地3区画」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、11番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました10件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、79頁、議案第88号、鹿屋市の地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第88号につきましては、79頁から81頁です。

79頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は2件です。対象面積は、農業用が、1件1筆の2千950㎡、その他が、1件1筆の1千751㎡です。

次の80頁から81頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、79頁の2番が農業委員会の取り決め制限にあたりますので上別府委員に退席をいただき審議します。

(上別府委員：退席)

それでは、調査がなされていますので、田原委員より調査報告をお願いします。

田原 議席番号2番の田原です。

去る3月11日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。2番は、用途変更の申し出です。周辺図等は81頁です。申請人は上別府委員で、申請地は「串良平和アリーナ」の南西に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地にロール置き場を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

（上別府委員：着席）

上別府委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

引き続き、79頁の1番を田原委員に、報告をお願いします。

田原 　議席番号2番の田原です。

去る3月11日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。1番は、農振除外の申し出です。周辺図等は80頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「ふたば公園」の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画であるが、申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、82頁、議案第89号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第89号につきましては、82頁から83頁です。

今回は6件です。1番から83頁の6番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、82頁の1番を田原委員に、2番と3番を川崎委員に、4番と83頁の5番、6番を入佐委員に、報告をお願いします。

田原 　議案番号2番の田原です。

去る3月11日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

82頁の1番です。3条申請16番と関連があります。申請地は、「東原小学校」の北東に位置し、平成8年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年

以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

川 崎 議案番号4番の川崎です。

去る3月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

2番です。申請地は、「根木原公民館」の北東に位置し、昭和頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

3番です。申請地は、「上小原小学校」の北東に位置し、昭和63年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

入 佐 推進委員の入佐です。

去る3月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

4番です。申請地は、「串良温泉センター」の北に位置し、一部は平成7年頃、一部は昭和4年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

83頁の5番です。申請地は、「串良温泉センター」の北に位置し、平成7年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

6番です。申請地は、「鶴峰小学校」の南東に位置し、昭和頃から1筆は宅地として利用し、もう1筆は山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました6件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、84頁、議案第90号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 90 号につきましては、84 頁から 85 頁です。

今回新たに、譲渡希望が 84 頁の 1 番から 8 番の 8 件ですのでお目通し願います。なお、1 番、3 番、5 番、6 番は貸借も可、4 番は無償も可、5 番は無償です。また、今回新たに貸借希望が、85 頁の 1 番から 4 番ですのでお目通しをお願いします。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。84 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 1 番を四元委員と細川委員に、2 番を大重委員と中尾委員に、3 番を川崎委員と小原委員に、4 番を上野副会長と岩下委員に、5 番を中塩屋委員と垣内委員に、6 番と 7 番を徳田委員と折尾委員に、8 番をわたくし福元と入佐委員にお願いします。次に、85 頁、貸借希望の 1 番を徳田委員と折尾委員に、2 番を森園委員と新地委員に、3 番を田原委員と門倉委員に、4 番を四元委員と細川委員にお願いします。

議 長 次に、86 頁、議案第 91 号「利用状況調査の結果に伴う非農地判断の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 91 号利用状況調査の結果に伴う非農地判断の決定について説明します。

資料は 86 頁から 96 頁です。今回の非農地判断については、令和 7 年 7 月 23 日から 9 月 22 日までの期間で実施した利用状況調査の結果を基に、「再生利用が困難な農地」つまり、赤区分と判断された農地の中で、今後農地として復元することが非常に困難な農地を選別しています。非農地判断の基準としては次のとおりです。

一つ目が、農振農用地外の農地で利用状況調査において復元不能な農地、二つ目に、農地の貸借権の設定がない農地、三つ目に、地籍調査済みの地区にある農地としております。なお、昨年度は、鹿屋地区と串良地区を実施しましたので、今年度は輝北町上百引及び下百引並びに吾平地区を行っております。この判断基準により、非農地判断を行う対象農地は、畑が 42 筆、3 万 3 千 497 ㎡で、これらの農地を農家台帳から削除する予定であります。詳細については、記載のとおりですので後もってお目通しください。なお、登記名義人には後日、非農地判断した旨の通知を送付することとなりますが、登記名義人が死亡している農地については、相続人代表者等に通知を行う予定です。以上です。

議 長 ただいま説明がありました 86 頁から 96 頁までの 42 筆について、農地に該当しないことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨を決定します。

次に、97 頁、議案第 92 号「農業委員の辞任について」を議題とします。鹿屋市農業委

員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますが、本日は本田委員が欠席のため、このまま続けます。事務局の説明をお願いします。

松 元 議席番号 13 番の本田委員により、令和 8 年 3 月 4 日付で、辞任願が提出されました。農業委員が辞任する場合には、鹿屋市農業委員会規則の第 8 条で、役員及び委員を辞任しようとするときは、市長及び委員会に対し、その旨を文書で届けなければならないとあります。今回、農業委員会と市長へ辞任願が提出されたところですが、辞任の理由につきましては、ご家族の方が手術をしまして、ご自身の農作業の負担が増えて、委員を続けるのが難しいということでありました。これにつきましては、正当な理由であると判断ができるものでございます。また、農業委員会に関する法律第 13 条では、委員は、正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、辞任することができるとあります。市長と農業委員会の同意を得て辞任するということでもありますので、今回、農業委員会の総会の議案に上げたところでございます。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、本田委員よりご家庭の事情ということで辞任願が提出されました。正当な理由でありますので、皆さまいかがでしょうか

(異議なし)

それでは、同意するということで決定いたします。

続きまして、農業委員の欠員の補充についてですが、農業委員欠員の補充の要否については、市長が判断することとなっております、農業委員会での議決事項ではありませんが、農業委員会の意見をとりまとめて市長へ報告すべく、3 月 10 日の運営委員会において、協議したところです。協議の結果、補充はせず、欠員となる地区については、改めて地区割りを行う必要があり、近隣地区の委員である藏ヶ崎委員に打診したところ、了承をいただきました。新たな地区割りについては、お手元の鹿屋地区の地区担当表のとおりとなっておりますので報告しておきます。市長への報告については、委員欠員の補充はしない旨を報告いたします。また、最終決定は市長が今後行いますので、その結果につきましては事務局から皆様へ報告させますのでよろしくをお願いします。

議 長 次に、98 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料 98 頁をご覧ください。合意解約につきましては、98 頁から 108 頁です。今回は 20 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通しをお願いします。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、98 頁から 108 頁まで 20 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、109 頁「地域計画の内容変更にたいする意見書の提出について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料 109 頁をご覧ください。

地域計画の内容変更に対する意見書の提出について報告します。本意見書は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 号に基づき、鹿屋市長より地域計画の変更に係る意見をもとめられたもので、国の定める「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、専決処分したものです。変更目的は、新たな農業者の位置づけを行うためのもので、令和 8 年 1 月 26 日付けで「意見なし」の意見を付して提出しております。意見なしの理由としたしましては、今回、地域計画に位置付ける農業者は、本人から、地域計画への位置づけの申し出があったこと、申出人は認定農業者であり、地域農業の担い手であることから、本来位置づけを行うべき者であること、制度資金の負担軽減措置や補助事業を活用するためには、地域計画への位置づけが必須であることなどから、変更には支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明のとおり、市長へ意見書を提出したことを報告しておきます。次に、3 月 10 日の運営委員会で協議した報告案件 5 件について、委員長の私から概要を報告します。別冊の資料 1 「令和 7 年度第 12 回鹿屋市農業委員会総会報告事項」をご覧ください。

まず、1 頁です。令和 7 年度農作業標準賃金及び農作業料金については、農協等からの情報です。参考にしてください。

次に、2 頁です。令和 8 年度農地賃借料では、令和 7 年 1 月から 12 月までに締結された賃貸借の 10a あたりの額です。参考にしてください。

次に、3 頁からは、令和 8 年度の総会・調査等の日程です。

次に、6 頁、令和 8 年度調査員割当になります。

次に、7 頁、令和 8 年度農業委員会事務局当初予算概要については、前年度より、12 万 3 千円の減額となっています。新たな予算としましては、1 泊 2 日で先進地視察研修費をあげております。また、遊休農地解消対策補助金につきましては、6 月の補正予算で計上することとなっております。報告は、以上であります。何かございませんか。

なければ事務局から何かありませんか。

松 元 私から総会の日程についてです。資料の方に、4 月から 3 月まで 1 年間の総会について、記載されていますが、基本的にはこの会場になります。1 年前から会場の予約をします。しかしながら、取れない場合もあります。最近では、市長選で使えないことがありまして、令和 8 年度も 3 回この会場は使えないときがあります。まず 1 回目が来月の 4 月です。来

月の4月の総会は、東地区学習センターで前回10月に開催しましたが、それについて皆さんの封筒の中に、会場の変更ということで、地図等入れております。4月は市議選の関係でここを使うということ、あと、5月も同じく東地区学習センターです。最後が10月が職員の検診ということで、来年は3回ここが使えない場合があります。直近では来月4月の総会が、新川町の東地区学習センターとなっております。また直前にラインで周知しますので、お間違えのないようよろしくお願いします。以上です。

議長 以上で第12回総会に付議された議案の審議はすべて終了しました。次に、その他に入りたいと思います。委員の方から何かございませんか。

有村 議席番号10番の有村です。提案です。

今回、鹿屋地区の本田委員が、退任とすることになったことや宮城局長については局長職が今月まで、また4月には、事務局の方々の転入や転出があると思いますので、歓送迎会を開催してはどうかという提案でございます。よろしくお願いします。

議長 ただいま有村委員から、歓送迎会の提案がありましたら皆さんいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは事務局から何かございませんか。

松元 昨年も行いましたが、歓送迎会につきましては日程を4月23日の総会後で調整させていただきます。開始時間は例年通り18時からと考えております。また会場や料金につきましては、改めてお知らせいたしますのでまた調整をさせていただきます。あと出欠についてはライン等で近いうちに出欠を取りますので、よろしくお願いします。以上です。

尾崎 私の方から、皆さんにお願いをさせていただきたいと思います。担当者からLINEにて、ご連絡、お願いしておりました活動記録簿の提出期限について再度お願いいたします。3月分の活動記録簿提出期限については、農業委員等の活動に係る上乘せ報酬試算のため、早期に集計する必要がありますので、令和8年4月3日までにご報告いただきますようお願いいたします。ご多忙のところ、大変お手数をおかけしますが、必ず期限までのご提出にご協力をお願いいたします。

局長 それでは、4月の調査委員を申し上げます。4月14日、火曜日、4条・5条の調査が、田中委員、新地委員です。4月14日、火曜日、農振調査が徳田委員、松元委員です。4月15日、水曜日、4条・5条の調査が、中塩屋委員、永山委員です。4月15日、水曜日、3条調査が、蔵ヶ崎委員、谷口委員です。4月の総会は、4月23日金曜日の9時から、会場を変更して、新川町にあります「東地区学習センターの会議室」となります。私からの報告は以上です。

議長 他にありませんか。

ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。
なければ、これを持ちまして令和7年度第12回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)